

○筑西市水道事業給水条例

平成17年3月28日

条例第178号

改正 平成18年12月26日条例第38号

平成20年12月25日条例第29号

平成24年3月22日条例第9号

平成25年12月25日条例第35号

平成26年3月25日条例第10号

令和元年9月30日条例第21号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 給水装置の工事、費用及び管理（第6条—第15条）

第3章 給水（第16条—第21条）

第4章 貯水槽水道（第22条）

第5章 水道料金（第23条—第30条）

第6章 加入金、手数料及び延滞金（第31条—第34条）

第7章 検査及び処分（第35条—第38条）

第8章 補則（第39条・第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、筑西市水道事業（以下「水道事業」という。）の給水について、水道料金、給水装置工事の費用負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（平20条例29・一部改正）

（給水装置）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 給水装置の種類は、次に定めるところによる。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
 - (2) 共用給水装置 2戸以上で共用するもの
 - (3) 特別給水装置 臨時又は公衆の用に供するもの
 - (4) 私設消火栓 市長が設置する以外の消防用のもの
- (給水区域)

第3条 筑西市水道事業の給水区域は、筑西市水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第176号）第2条に定めるとおりとする。

(代理人の選定)

第4条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が、市内に居住しないとき、又は市長が必要と認めるときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(総代理人の選定)

第5条 給水装置の使用者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道の使用に関する事項を処理させるため、使用者のうちから総代理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有又は共用するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の総代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

第2章 給水装置の工事、費用及び管理

(給水装置の工事の申込み)

第6条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みがあった場合、市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。

(工事の施行)

第7条 工事の設計及び施行は、市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市長がこれを行うことができる。

2 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定給水装置工事事業者の工事)

第8条 前条の規定により、指定給水装置工事事業者が工事の設計及び施行をするときは、あらかじめ市長の設計審査及び材料の確認を受け、かつ、工事完了後速やかにしゅん工検査を受けなければならない。

(給水装置の構造及び材質)

第9条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する基準に適合しているものでなければならない。

(令元条例21・一部改正)

(給水管及び給水用具等の指定)

第10条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要と認めるときは、指定給水装置工事事業者に対し、工事に用いる給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、工事に関する工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。

3 前2項の規定による指定及び指示の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約申込みの拒否又は給水の停止のために認められるものと解釈してはならない。

(工事費の負担)

第11条 工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、第6条の規定により工事の申込みをした者（以下「申込者」という。）の負担とする。ただし、市長が給水上特に必要と認めるものについては、その工事費の全部又は一部を市が負担することができる。

(市長の行う工事における工事費)

第12条 第7条ただし書の規定により市長が工事を行う場合において、申込者は、工事のしゅん工後、次条に定める方法により算出された工事費を市長に支払わなければならない。

(工事費の算出方法)

第13条 市長が工事を施行する場合の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費

(6) 設計監督費

2 前項各号に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を前項の費用に加算する。

3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(給水装置の管理上の責任)

第14条 所有者又は使用者は、善良な管理者の注意をもって、水道水の汚染及び漏水のないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害は、所有者又は使用者の責任とする。

3 第1項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、所有者又は使用者の負担とする。ただし、市長が給水上特に必要と認めるものについては、その費用の全部又は一部を市が負担することができる。

(給水装置の変更)

第15条 市長は、配水管の移転その他の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者又は使用者の同意を得なくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、施行者が負担する。

第3章 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益のためその他やむを得ない事情及び法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規程に定める場合のほか制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 前項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市長はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第17条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、正当な理由があるときは、前項の申込みを拒むことができる。

(令元条例21・一部改正)

(メーターの設置)

第18条 市長は、給水するときは、使用水量を計量するため給水装置に市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置する。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限り

でない。

2 前項のメーターは、給水装置に設置し、その設置位置は、市長が定める。

(亡失、損傷等の届出)

第19条 メーターを亡失し、若しくは損傷した場合又は機能障害が発生した場合は、所有者又は使用者(以下「使用者等」という。)は直ちに市長に届け出なければならない。

2 メーターの亡失、損傷又は機能障害の発生が使用者等の責めによる場合は、当該使用者等は、市長が定める損害額を弁償しなければならない。

(中止、廃止又は変更等の届出)

第20条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を中止又は廃止するとき。
- (2) 給水装置の用途の変更をしようとするとき。
- (3) メーターの口径を変更しようとするとき。
- (4) 消防演習用に私設消火栓を使用するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 所有者又は使用者の氏名若しくは住所に変更があったとき。
- (2) 所有者に変更があったとき。
- (3) 総代人若しくは代理人を変更したとき又はその氏名若しくは住所に変更があったとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防演習に使用する場合は、ほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、市長が指定する市職員を立ち合わせなければならない。

第4章 貯水槽水道

(貯水槽水道の管理)

第22条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要と認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)及び小簡易専用水道(筑西市安全な飲料水の確保に関する条例(平成25年条例第35号)第2

条第3号に規定する小簡易専用水道をいう。以下同じ。)の管理並びにその管理に関する検査については、筑西市安全な飲料水の確保に関する条例の定めるところによる。

- 4 前項に定める簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平25条例35・一部改正)

第5章 水道料金

(水道料金の徴収)

第23条 水道料金は、使用者又は総代人から徴収する。

- 2 共用給水装置により水道を使用する者は、水道料金の納付について連帯責任を負うものとする。

(平20条例29・一部改正)

(水道料金の徴収方法)

第24条 水道料金は、集金又は納入通知書に基づく払込み若しくは口座振替の方法により、毎月徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、水道の使用を中止する場合及び工事その他の理由により、一時的に水道を使用する場合の水道料金は、その使用をやめたときに徴収する。

(平18条例38・平20条例29・一部改正)

(水道料金)

第25条 水道料金は、別表第1各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算定方式により算定した額(消費税相当額を含む。)を合計した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

(平20条例29・全改)

(検針)

第26条 メーターの検針は、あらかじめ市長が隔月に指定した日(以下「定例検針日」という。)に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、当該指定した日以外の日に検針を行うことができる。この場合において、当該検針は当該指定した日になされたものとみなす。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、水道の使用を中止する場合及び工事その他の理由により、一時的に水道を使用する場合のメーターの検針は、その使用をやめたときに行う。

(平18条例38・一部改正)

(使用水量の認定)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか使用水量が不明のとき。
- (用途等の認定)

第28条 用途その他算定基準となるものの届出が事実と相違するときは、市長がこれを認定する。

(水道料金の算定)

第29条 水道料金は、定例検針日に計算した使用水量を、当該定例検針日の属する月の前使用月分及び前々使用月分の使用水量に等分して得た水量により、それぞれ算定するものとする。

2 給水装置が開栓中のものについては、使用水量の有無にかかわらず水道料金を算定する。

(平18条例38・全改、平20条例29・平26条例10・一部改正)

(水道料金算定の特例)

第30条 水道の使用を開始した場合にあっては、別表第1の規定にかかわらず、水道料金の額は、水道の使用を開始した日（以下「使用開始日」という。）から使用開始日後直近の検針日（以下「初回検針日」という。）までの日数（別表第2第1項において「使用日数」という。）及び初回検針日に計算した使用水量の区分に応じ、別表第2第1項に掲げるところによる。

2 水道の使用を中止した場合にあっては、別表第1の規定にかかわらず、水道料金の額は、水道の使用を中止した日（以下「使用中止日」という。）前直近の検針日（以下「前回検針日」という。）から使用中止日までの日数（別表第2第2項において「使用日数」という。）及び使用中止日に計算した使用水量の区分に応じ、別表第2第2項に掲げるところによる。

3 水道の用途又はメーターの口径（以下「用途等」という。）に変更があった場合は、新しい用途等の水道料金を適用する。

(平18条例38・全改、平20条例29・一部改正)

第6章 加入金、手数料及び延滞金

(加入金)

第31条 給水装置を新設し、又は給水管の口径を増径する者は、別表第3に定める額の加入金（消費税相当額を含む。）を納入しなければならない。ただし、給水管の口径を増径する場合の加入金は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第3に定めのない口径の給水管に係る加入金の額については、市長が別に定める。

3 加入金は、給水装置工事申込みの際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

4 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水装置工事を中止し、又は変更した場合その他市長

が特に認める場合には還付することができる。

(平18条例38・一部改正)

(手数料)

第32条 手数料は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を指定給水装置工事事業者又は申請者から徴収する。

(1) 給水工事申請手数料 設置するメーターの口径に応じ、次表に掲げる額

メーターの口径		手数料額 1件につき
以上	未満	
—	25mm	5,000円
25mm	50mm	10,000円
50mm	—	20,000円
メーターを設置しない工事		5,000円

(2) 道路占用申請手数料 国道又は県道の占用を要するもの 1件につき 3,000円

(3) 既設管検査申請手数料 1件につき 2,000円

(4) 指定給水装置工事事業者指定申請手数料 1件につき 10,000円

(5) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 10,000円

(6) 証明手数料 1件につき 200円

2 手数料は前納とし、既納の手数はこれを還付しない。ただし、市長が特に認める場合には還付することができる。

(令元条例21・一部改正)

(水道料金、加入金、手数料等の減免)

第33条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない水道料金、加入金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、使用者又は総代人が、口座振替の方法により水道料金を納付するときは、別表第1又は別表第2において当該使用者又は総代人の該当する基本料金から口座振替1回当たり55円

(消費税相当額を含む。)を減額することができる。ただし、使用者又は総代人の責めに帰すべき理由により、口座振替の方法により市長が定める日に水道料金が納付されなかったときは、この限りでない。

(平20条例29・平24条例9・平26条例10・令元条例21・一部改正)

(延滞金)

第34条 市長は、この条例に定める水道料金、加入金、手数料その他の費用(以下「料金等」と

いう。)を納入すべき期限内に納付しなかった者に対し、期日を指定して督促しなければならない。

2 市長は、前項の規定による督促によってもなお料金等を納付しない者に対し、未納額について筑西市税条例(平成17年条例第72号)の例により、延滞金を徴収することができる。

(平20条例29・一部改正)

第7章 検査及び処分

(給水装置、メーター及び水質の検査)

第35条 市長は、給水装置若しくはメーターの機能又は供給する水の水質について使用者等から検査の請求があったときは、速やかに検査を行い、その結果を、当該請求をした使用者等に通知しなければならない。

2 市長は、前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収することができる。

第36条 市長は、前条の規定によるほか水道の管理上必要と認めるときは、給水装置及びメーターについて検査し、使用者等に対し適切な処置を指示することができる。

2 使用者等が前項の指示に従わないときは、市長が当該処置をすることができる。

3 前項の処置に要した費用は、使用者等の負担とする。

(給水契約の拒否及び給水の停止)

第37条 市長は、給水を受けようとする者の給水装置の構造及び材質が、令第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、給水を受けようとする者の給水装置が、市長又は指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 市長は、前2項に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、その事態の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 使用者等が、料金等を指定期限内に納付しないとき。

(2) 使用者等が、正当な理由がなく第26条のメーターの検針及び前条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 使用者等が、給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合に、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか水道管理上必要であると市長が認めるとき。

(令元条例21・一部改正)

(給水装置の切離し)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要であると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者が60日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第8章 補則

(過料)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する行為を行った者に対し5万円以下の過料を科し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

(1) 詐欺その他の不正な行為によって料金等の徴収を免れた者

(2) 第6条の承認を受けないで、工事をした者

(3) 正当な理由がなく、第14条の管理義務を故意に又は著しく怠った者

(4) 正当な理由がなく、第18条のメーターの設置、第26条のメーターの検針、第36条第1項の給水装置の検査、同条第2項の市長の処置又は第37条の給水停止の処分を拒み、若しくは妨げた者

(令元条例21・一部改正)

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、下館市水道事業給水条例（昭和43年下館市条例第529号）、関城町水道事業給水条例（昭和62年関城町条例第12号）、明野町水道事業給水条例（平成元年明野町条例第21号）、協和町水道事業給水条例（昭和59年協和町条例第11号）又は協和町水道事業分担金徴収条例（昭和59年協和町条例第12号）（以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、その手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例

の例による。

附 則（平成18年条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の筑西市水道事業給水条例の規定は、施行日以後の検針に係る料金の算定について適用し、施行日前の検針に係る料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（水道料金に係る経過措置）

2 この条例による改正後の筑西市水道事業給水条例第25条及び別表第1の規定は、施行日以後に算定する平成21年4月分以後の水道料金について適用し、平成21年3月分以前の水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行し、この条例による改正後の筑西市水道事業給水条例の規定は、平成24年6月27日の口座振替による水道料金の納付から適用する。

附 則（平成25年条例第35号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第29条第1項及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の筑西市水道事業給水条例別表第1の規定は、施行日以後に算定する平成26年4月以後の使用分の水道料金について適用し、平成26年3月以前の使用分の水道料金については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の筑西市水道事業給水条例第33条第2項の規定は、平成26年6月27日の口座振替による水道料金の納付から適用する。

附 則（令和元年条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の筑西市水道事業給水条例別表第1の規定は、施行日以後に算定する令和元年10月以後の使用分の水道料金について適用し、令和元年9月以前の使用分の水道料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の筑西市水道事業給水条例第33条第2項の規定は、令和元年12月27日の口座振替による水道料金の納付から適用する。

別表第1（第25条関係）

（平26条例10・全改、令元条例21・一部改正）

水道料金

(1) 私設消火栓以外の水道料金

給水装置	給水管の 口径	基本料金 (月)	超過料金			
			1 1m ³ から2 0m ³ まで	2 1m ³ から5 0m ³ まで	5 1m ³ から1 0 0m ³ まで	1 0 1m ³ 以上
専用 共用	1 3mm	1 0m ³ まで 1, 9 8 0円	1m ³ につき 2 3 1円	1m ³ につき 2 4 2円	1m ³ につき 2 5 3円	1m ³ につき 2 6 4円
	2 0mm	1 0m ³ まで 2, 0 9 0円	1m ³ につき 2 3 1円	1m ³ につき 2 4 2円	1m ³ につき 2 5 3円	1m ³ につき 2 6 4円
	2 5mm	1 0m ³ まで 2, 2 0 0円	1m ³ につき 2 3 1円	1m ³ につき 2 4 2円	1m ³ につき 2 5 3円	1m ³ につき 2 6 4円
	3 0mm	2 0m ³ まで 4, 8 4 0円		1m ³ につき 2 4 2円	1m ³ につき 2 5 3円	1m ³ につき 2 6 4円
	4 0mm	2 0m ³ まで 5, 0 6 0円		1m ³ につき 2 4 2円	1m ³ につき 2 5 3円	1m ³ につき 2 6 4円
	5 0mm	5 0m ³ まで 1 3, 2 0 0円			1m ³ につき 2 5 3円	1m ³ につき 2 6 4円
	7 5mm以 上	5 0m ³ まで 1 3, 7 5 0円			1m ³ につき 2 5 3円	1m ³ につき 2 6 4円
特別（一時使用・プー	1m ³ につき 2 3 1円					

ル・水まき)		
特別（公衆浴場）	100m ³ まで 8,382円	1m ³ につき99円
<p>(備考)</p> <p>特別（公衆浴場）とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により茨城県知事の許可を受けた公衆浴場で、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により茨城県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものをいう。</p>		

(2) 私設消火栓の水道料金

演習用 1m³につき231円

別表第2（第30条関係）

（平18条例38・追加、平20条例29・平26条例10・一部改正）

1 水道の使用開始に係る水道料金

使用日数	初回検針日に計算した使用水量	水道料金	
		水道料金のかかる月	水道料金の額
15日以下	基本水量の2分の1以下	初回検針日の属する月の前 使用月	基本料金の2分の1
	基本水量の2分の1を超える	初回検針日の属する月の前 使用月	基本料金・超過料金
16日以上3 1日以下	—	初回検針日の属する月の前 使用月	基本料金・超過料金
32日以上4 5日以下	—	初回検針日の属する月の 前々使用月	基本料金の2分の1
	—	初回検針日の属する月の前 使用月	初回検針日に計算した 使用水量から基本水量 の2分の1の水量を控 除して得た水量により 算定した基本料金・超過 料金
46日以上	—	初回検針日の属する月の 前々使用月	初回検針日に計算した 使用水量を等分して得

	—	初回検針日の属する月の前 使用月	た水量により、それぞれ 算定した基本料金・超過 料金
--	---	---------------------	----------------------------------

(備考) 基本水量とは、別表第1第1号に定める基本料金に係る使用水量をいう。次項において同じ。

2 水道の使用中止に係る水道料金

使用日数	使用中止日に計算した使用水量	水道料金の額
15日以下	基本水量の2分の1以下	基本料金の2分の1
	基本水量の2分の1を超える	基本料金・超過料金
16日以上3 1日以下	—	基本料金・超過料金
32日以上4 5日以下	—	使用中止日に計算した使用水量から基本水量の2 分の1の水量を控除して得た水量により算定した 基本料金・超過料金の額と基本料金の2分の1の額 の合計額
46日以上	—	使用中止日に計算した使用水量を等分して得た水 量を、当該等分して得た水量ごとに算定した基本料 金・超過料金の合計額

別表第3 (第31条関係)

(平20条例29・全改、平26条例10・令元条例21・一部改正)

加入金

給水管の口径	金額
13mm	110,000円
20mm	176,000円
25mm	242,000円
30mm	330,000円
40mm	550,000円
50mm	825,000円
75mm	1,540,000円
100mm以上	管理者が別に定める

